明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（七四）　二
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令（七五）　三
○保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（七六）　四
○保険業法施行令等の一部を改正する政令（七七）　九
○薬事法施行令の一部を改正する政令（七八）
○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（七九）
○戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（八〇）
○子ども・子育て会議令（八一）　一〇

〔府　令〕
○保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府八）　一〇
○低騒音型建設機械の指定に関する件（同二七〇）　一〇
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（同二七一）　一〇

〔府令・省令〕
○認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　一六

〔省　令〕
○登録免許税法施行規則の一部を改正する省令（財務七）　二〇

〔告　示〕
○保険業法施行規則第百五条の六第四項の規定に基づく金融庁長官が定める会社分割により保険契約を承継させる場合の認可の申請の書面の様式並びにその記入及び算出の方法の一部を改正する件（金融庁一六）　二〇
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（国土交通二六七）　二〇
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（同二六八）　二〇
○特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令に規定する国土交通大臣が定める算定の方法及び公営住宅法並びに公営住宅法施行令に規定する国土交通大臣が定める期間等の一部を改正する件（同二六九）　二〇

本号で公布された法令のあらまし

◇沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第七四号）（内閣府本府）

1　附則第五条中「一六億円」を「二五億円」に改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令（政令第七五号）（農林水産省）

一　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正関係

平成二五年四月から平成二六年三月までの間における特例退職共済年金等の額の算定に用いる率を〇・九六一と定めることとした。（第五条の二関係）

二　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第七六号）（金融庁）

保険業法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第二三号）の施行期日は、平成二五年三月二六日とすることとした。

◇保険業法施行令等の一部を改正する政令（政令第七七号）（金融庁）

一　保険業法施行令の一部改正関係

会社分割の対象から除かれる保険契約に係る規定を削除するほか、保険業法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要となる字句等の整備を行うこととした。（第一五条、第一七条の一八～第一七条の二〇、第三〇条及び第三八条の一一関係）